

平成13年度  
災害対応調査委員会報告書

平成14年3月  
（社）日本技術士会  
災害対応調査委員会

## はじめに

災害対応調査委員会は、平成 10 年 5 月の理事会にて設立が承認され、部会・支部から推薦された委員について理事会が承認された後、平成 10 年 12 月 9 日に第 1 回の委員会が発足しました。7 年前の阪神・淡路大震災時に災害対応に必要な科学技術分野の専門家を多く擁する日本技術士会が実質的に何もできなかったことの反省があり、設立準備会、関係者への意向調査のための災害対策調査委員会を経て、災害対応調査委員会の名称となり発足したものです。

当調査委員会の設立の目的は、「技術士会が災害対応を組織的に実施するため、全国的な災害対策活動を推進、支援し、必要な広報活動、準備活動などを行う実行機関の役割を担うこと」であります。

しかしながら、災害対応調査委員会は原則 2 ヶ年の期間限定委員会として位置付けられております。当調査委員会は、1998 年 12 月の発足以来 3 年経過し、調査委員会として実施した事項は、次の通りです。

- ・ 「防災専門家データベース」作成と運用方法の準備
- ・ 「大規模災害対応の手引き」作成
- ・ 「防災会議(仮称)設置要領」作成及び「防災会議(仮称)運営要領」作成
- ・ 「災害対応に関する緊急連絡の手引き」の作成
- ・ 支部防災研究会設立準備支援(近畿支部設立、九州支部設立)
- ・ 防災専門家データベースの活用により三宅島雄山噴火に伴う災害対応への提言書提出
- ・ 訓練としての「防災会議(仮称)」の実施

これらは、緊急時の災害対応への最小限必要な取組み準備であり、期限付き調査委員会としての活動範囲の限界でもあります。残された課題も多くあります。これらの内容はさらに現実的に活用できるように継続的な検討が必要です。2 年前に作成した防災専門家データベースもその後のフォローができないため異動等でそのままでは使えない状況にあります。現実には、大地震が発生した場合、支部の防災組織は北海道、近畿、九州にしか設立されていないなど、まだ組織的な対応準備は不十分であります。今後も、これらの対応を継続して行く実行組織が必要であると考えます。

本報告は、当調査委員会の 3 ヶ年総括報告と今後の災害対応について、最終提言を行うものであります。

最後に、委員および幹事各位のご協力に感謝を申し上げます次第です。

平成 14 年 3 月  
災害対応調査委員会 委員長 大島 久

## 災害対応調査委員会委員名簿

氏名	所属部会・支部
1. 内藤 重信（幹事）	機械
2. 下垣 光太郎（幹事）	電気・電子
3. 大山 光男（幹事）	金属
4. 武内 譲二（幹事）	資源工学
5. 中田 光治（幹事）	建設、環境
6. 大島 久（委員長）	建設
7. 大元 守（幹事）	建設
8. 木野井 彰	建設、北陸
9. 福岡 悟	建設、近畿 近畿支部防災研究会会長
10. 三船 康道（幹事）	建設
11. 山口 豊（副委員長、代表幹事）	建設
12. 山田 俊満（幹事）	建設、近畿 近畿支部顧問・建設部会長
13. 立田 栄三（幹事）	衛生工学
14. 戸村 政雄（幹事）	経営工学
15. 松井 義孝（幹事）	建設、北海道 北海道支部防災研究会副会長
16. 松本 文雄	情報工学、中部
17. 清水 博和	建設、九州支部災害技術支援委員会委員長

## 目 次

はじめに (P.2)

災害対応調査委員会の最終提言(P. 5)

12 年度災害対応調査委員会調査結果の概要(P. 7)

13 年度災害対応調査委員会のとりまとめ(P. 8)

- 1 . 活動成果
- 2 . 技術士会の災害対応方針への提言
- 3 . 災害対応常設組織の検討
- 4 . 支部組織による災害対応の提案
- 5 . 防災基金の創設について
- 6 . 防災専門家データベースについての課題
- 7 . 地域防災ネットワークとの連携
- 8 . 関係学協会の災害対応について(参考)

別紙 1 . 防災専門家データベースの概要

別紙 2 . 平成 13 年度防災白書 (抜粋)

## 災害対応調査委員会の最終提言

災害対応調査委員会  
委員長 大島 久

### 1. はじめに

災害対応調査委員会は、平成13年度の活動をもって、業務終了とする。その理由は、次の通りである。

災害対応調査委員会は原則2ヵ年の期限委員会であり、1998年12月の発足以来3年経過し、調査委員会としての検討業務は、次の通りに概ね終了した。

- ・ 「防災専門家データベース」作成と運用方法の準備
- ・ 「大規模災害対応の手引き(案)」作成
- ・ 「防災会議設置要領(案)」作成及び「防災会議運営要領(案)」作成
- ・ 「災害対応に関する緊急連絡の手引き(案)」の作成
- ・ 支部防災研究会設立準備支援(近畿支部設立、九州支部設立)
- ・ 防災専門家データベースの活用により三宅島雄山噴火に伴う災害対応への提言書提出
- ・ 訓練としての「防災会議(仮称)」の実施

これらの結果について、さらなる充実と発展を願って、(社)日本技術士会に災害対応事業についての提言と提案を行うものである。

### 2. (社)日本技術士会への提言

平成12年度の会員から、大規模災害時の防災対策の活動へのボランティア参加可能者を募り、応募された方々の専門機能を含んだ防災専門家データベースを作成した。その分布は、別紙1のように、全国に分布し、かつ多岐にわたる専門性を網羅している。一方、政府内閣府より発表された平成13年度防災白書(別紙2 白書抜粋)において災害時のボランティアを高く評価し、災害時のボランティア活動の環境整備について触れられている。

災害対応には、幅広い社会科学分野の専門家の協力が不可欠であり、(社)日本技術士会は、このような社会的貢献に最も効果的な能力をもった組織の一つである。過去3年の災害対応調査委員会の活動を通じ、前述のような、その機能を組織化する機運を醸成してきたと考えている。

この成果を維持発展させるべく、災害対応調査委員会は、次の提言を行うものである。

「(社)日本技術士会は、大規模災害時の発生時に会員の技術力により、被災状況の把握、二次災害の防止や災害対応について被災自治体に提言を行うことが望ましい。この活動を行うためには、平常時からの検討準備が必要であり、そのための常設組織の

## 設置を提言する。」

### 3. 具体的提案

(1) 現在の「調査委員会」から「実行可能な常設的組織」への移行を提案する。

(2) 「常設的組織」移行後、次のような活動を継続的に実行する。

災害緊急時に、(社)日本技術士会の災害対応方針を決議する「防災会議の設置」

当該災害に関する情報の収集、検討

調査団の派遣検討

各種支援活動の実施

(社)日本技術士会各組織責任者への連絡、報告、支援協力要請

広報

その他関連事項

(3) 各支部及び各地方技術士会での「防災研究会(仮称)」の組織化と研究活動

(4) 防災専門家データベースの維持・更新と地域防災ネットワークとの連携

### 4. 課題

次のような課題について、今後、上記提言の常設的組織による取組みを行う。

(1) 人材データベース(DB)の維持・更新

技術士会の特色を効果的に活用するため、技術士会の防災専門家の活用が欠かせない。

「防災専門家人材DB」に現在登録している人数は、約940名である。当初登録より、1年半が経過した。DBの更新と維持管理が重要な課題である。事務局の対応が必須である。

また、支部に「防災研究会(仮称)」等の何らかの災害対応組織が設立後は、DBの維持・更新は、基本的には支部単位で行うのが望ましいし、現実的である。

(2) 防災ボランティア活動

大規模災害の発生時には、防災専門家による公共施設、ライフライン、化学コンビナート施設等の被災状況調査、応急対策措置、二次災害防止への提言等の緊急対応活動が必要である。

このため、防災専門家人材DBの中から、ボランティア活動可能なメンバーを登録し、非常時への対応を円滑に行うことが課題である。支部単位で組織的に活動することが望まれる。

(3) 地域防災ネットワークとの連携

被災自治体に技術士会がボランティア活動として、災害の支援・対処方法などを提供するためには、平時から地域の防災ネットワークとの連携を構築しなければならない。

これは、当該支部組織が対応すべき重要な課題である。

## 平成 11、12 年度災害対応調査委員会調査結果の概要

1. 日本技術士会の防災専門家データベース(以下、防災 DB)が作成され、936 人の会員が登録した。部門は建設部門 359 人、電気・電子 114 人、機械 85 人、応用理学 78 人等 19 部門の全部門にわたる。地域的には本部地域が半数を占め、首都圏に集中する。しかし、5 人以下の県は 18 県もあり、地域的連携が必要である。
2. 登録者の防災専門分野は、109 項目にわたりライフラインは勿論のこと、放射線災害、火砕流など多分野への対応が可能である。
3. 三宅島雄山噴火に対し、防災 DB を活用し「技術士会からの防災提言」をとりまとめ、東京都災害対策本部に提出し、感謝されるとともに技術士の知名度向上に役立つことができた。
4. 9 月 1 日の「防災の日」に緊急召集による「模擬防災会議(仮称)」を開催した。この結果、作成済みの「大規模震災対応の手引き(案)」、「緊急連絡の手引き(案)」等のマニュアルの継続的な見直しが必要であることが判明した。
5. 平成 13 年 1 月神戸国際展示場の第 5 回震災技術展「技術士の災害対応について」のセミナー(近畿支部共催)は、全国各地から災害対応の実績発表と今後の対応について討議が行われ盛会であった。兵庫県等から 14 年の継続要請があった。
6. 防災 DB は、技術士会会員の専門技術を社会的に有効活用し、技術士及び技術士会の知名度向上を図ることが重要である。しかし、円滑に進めるためには次のような検討課題がある。継続的なメンテナンスの必要性、E-メールアドレスの登録、追加登録希望者への対応、登録希望者の活動制約事項、支部地域での活用を考慮したデータベースの取扱い方法等々である。
7. 防災 DB を支部単位で活用できるように管理規則(案)を付けて、支部長にデータベースを送る準備をした。
8. 災害対応は、被災地域に近い支部が対応することが効率的であり、効果的である。このため、支部ごとに災害対応可能な体制をつくり、平常時からの準備活動が必要である。防災 DB を活用し、東海集中豪雨、鳥取地震、芸予地震等頻発する災害に対応できるよう支部防災体制の立上げを提言する。
9. 災害対応調査委員会は、阪神・淡路大震災を契機に 5 年近い時間を経てようやく動き出した。しかし、災害は、ほとんど前触れもなく突然にやってくる。継続的な準備がなければ、対応できない。今後は、理事会、各部会、各支部との連携を含めた実践的取組みと技術士会事務局の実務的支援が必要である。

## 13 年度災害対応調査委員会のとりまとめ

### 1. 活動成果

災害対応調査委員会は、平成 13 年度の調査活動をもって、業務終了とする。その理由は、次の通りである。

災害対応調査委員会は、原則 2 ヶ年の期限限定委員会であり、1998 年 12 月の発足以来 3 年経過し、調査委員会としての活動成果は、次のようである。

- ・「防災専門家データベース」作成と運用方法の準備
- ・「大規模災害対応の手引き」作成
- ・「防災会議(仮称)設置要領」作成及び「同運営要領」作成
- ・「災害対応に関する緊急連絡の手引き」の作成
- ・支部防災研究会設立準備支援(近畿支部設立、九州支部設立)
- ・防災専門家データベースの活用により三宅島雄山噴火に伴う災害対応への提言書提出
- ・防災会議(訓練)の実施

今後の災害対応、対応すべき課題等を含めて、災害対応調査委員会は、次のような提言を行うものである。

### 2. 技術士会の災害対応方針への提言

(1) 大規模災害に際して、技術士会は総合的な技術力を活用し、災害対応を行うことは次の観点から極めて意義のあることである。

- ・ 技術士会の災害対応は、技術士会定款に定める技術士会の目的に合うものである。
- ・ 注 1 : 「技術士定款第 2 条 本会は、技術士の使命及び職務にかんがみ、技術士業務の進歩、改善及び技術士の品位の保持、向上をはかり、もって、わが国の科学技術の向上、わが国産業の発達及び海外との技術協力の推進に寄与することを目的とする。」
- ・ 平成 12 年 4 月に技術士法が改正され、技術士等の義務について、第 45 条の 2 に公益確保の責務が加えられたことも重要な事項である。「技術士法第 45 条の 2 技術士または技術士補は、その業務を行うにあたっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。」
- ・ 災害対応には幅広い社会科学分野の専門家の協力が必要である。技術士会は、19 分野にわたる専門家集団であり、総合的な災害対応が可能である。すでに、約 940 名の防災専門家登録のデータベースがある。



- ・ 災害対応を通じて、技術士及び技術士会の社会的貢献が可能となり、合わせて技術士および日本技術士会のPR効果が期待される。

(2) 技術士会が対応する災害は、「種類、規模を特定した災害」とし、当面は、災害対策基本法第23条にもとづき被災自治体に災害対策本部が設置される規模以上の大規模震災を対象とすることが望ましい。

参考：災害対策基本法第23条にもとづき自治体に災害対策本部が設置された件数は、県単位では年間数件。

なお、技術士会の対応組織が整った後には、状況に応じて対応すべき災害の対象を拡大して行くことが望ましい。

(3) 対応する内容については、ボランティア活動をベースとするため、被災直後の被害状況の調査、二次災害防止への提案、専門分野の災害対応についての提案等個人的に可能な範囲でとりまとめ、報告をお願いするレベルである。基本は、「**災害時に専門家の経験をボランティアで活動可能な範囲で世の中に役立てよう。**」である。無理をすれば、続かない。登録者の制約事項は、日数、所属組織、費用、体力等もある。できる範囲で行うことが重要である。

(4) 対応するメンバーについては、防災専門家としてボランティア活動可能として予め登録された会員に問い合わせ、承諾された方に上記内容をお願いする。2年以上前に防災専門家データベースを作成し、約940名が登録されている。

(5) ボランティア活動可能な地域は、居住されている場所に近い地域が対象となる。登録された会員には全国どこでも可能である者や海外でも対応可能という者もかなりあるが、ボランティアをベースとすれば、身近な地域に限定される。

(6) 以上のように、技術士会は、その目的から大規模災害の発生時に会員の技術力により、被災状況の把握、二次災害の防止や災害対応等について被災自治体に提言を行うことが望ましい。このため、災害対応調査委員会は、平常時から準備検討が必要であり、緊急時の災害対応を円滑に行うための常設的組織の設置を提案する。

(7) 技術士会の災害対応組織は、次に示すものを提案する。

全体の組織図は、次頁に示すものであり、主なものは大規模震災の発災時に対応方針を討議する防災会議(仮称)の設置、支部に防災研究会(仮称)の設置およびこれらの設置の準備と継続的に必要な対応を行うための常設的組織の設置が必要である。これらの組織の概要は、次のとおり。

#### 1) 防災会議(仮称)

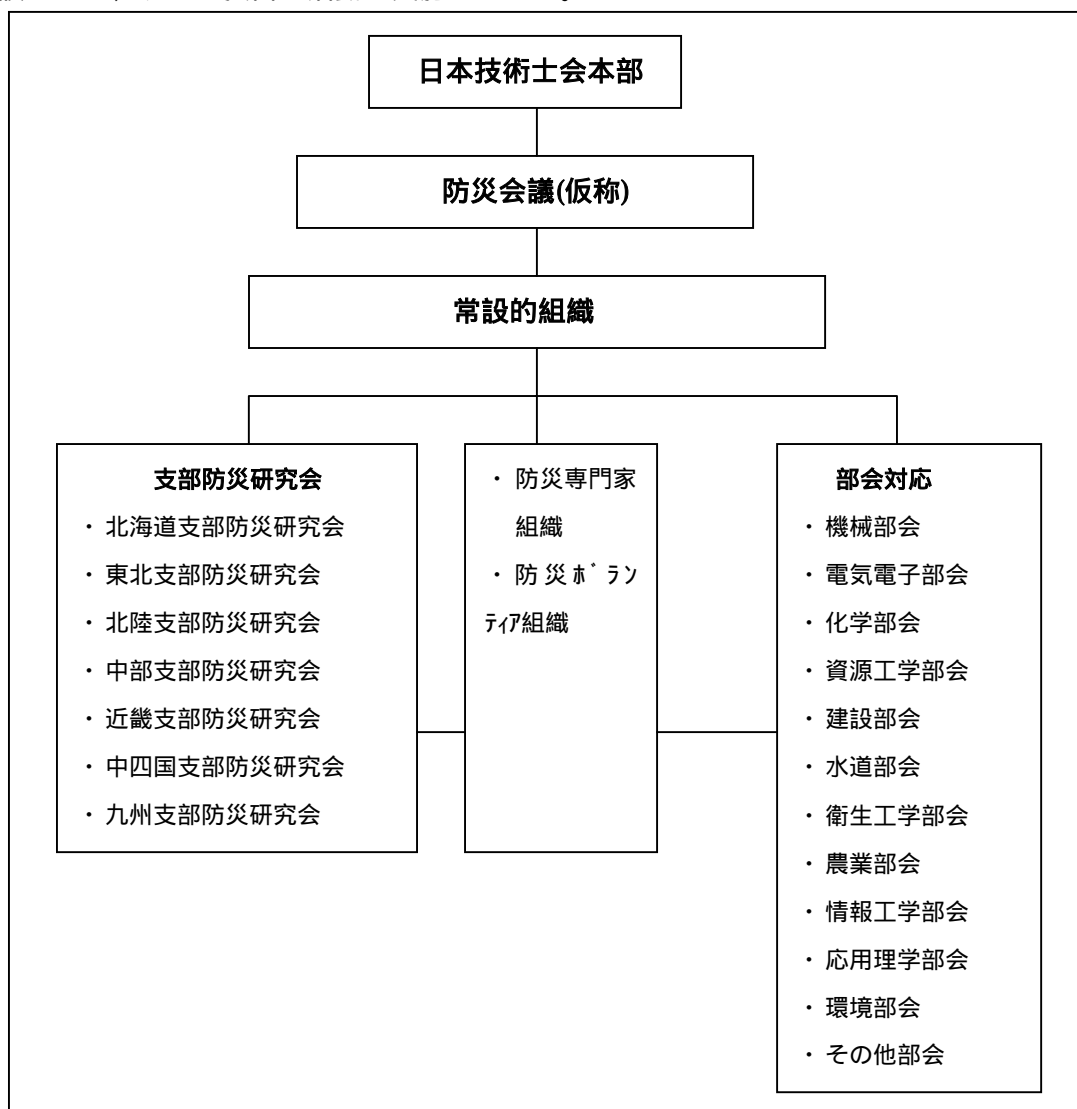
防災会議(仮称)は、緊急時に技術士会の災害対応方針を決議する役割を持ち、大規模災害の発生に対して、日本技術士会関係組織相互の連絡調整を図り、支援活動を検討する。防災会議(仮称)は、日本技術士会会長が招集し、開催する。防災会議(仮称)メンバーは、関係理事、関係部会長、提案する常設組織委員等。次の事項を討議および決議する。

当該災害に関する情報の収集、検討  
 調査団派遣の実施  
 各種支援活動の実施  
 理事、支部長、部会長への連絡、報告、支援協力要請  
 広報

提案する常設組織が防災会議(仮称)の運営を行う。

## 2) 支部防災研究会(仮称)

技術士会の災害対応は、支部毎に対応するのが現実的である。このため、各支部に「防災研究会(仮称)」の設置を提案する。防災研究会(仮称)の目的は、地域の災害を最小限に抑えるために、平常時は、地域防災の諸課題を研究し、自治体への防災計画の提言、シンポジウム、セミナー等の開催により、地域の防災意識の向上・啓蒙を図るものである。現在、北海道、近畿、九州の3支部に防災研究会(支部により名称は異なる)が設置され、すでに独自の活動を実施している。



### 3) 常設的組織

提案する常設的組織は、(社)日本技術士会の災害対応に関する組織的な柱となり、取組みの総合的な窓口を担う。その役割は、(社)日本技術士会が災害対応を組織的に実施するため、全国的な災害対策活動を推進、支援し、必要な広報活動、準備活動等を行う。従来の災害対応調査委員会の役割を常設組織として継続的に進めるものである。防災専門家データベースの維持、管理、緊急時の連絡等事務局のマンパワーが必要である。

#### 平常時

平常時は、支部防災研究会(仮称)の設立・推進、防災専門家人材データベースの作成、防災に関する研修会・セミナー等の開催、災害時対応等各種マニュアルの作成、広報活動等の活動を行う。

#### 災害発生時

「防災会議(仮称)」の招集・開催、緊急対応課題の決議、緊急連絡、現地調査派遣決定、報告会開催等の実務的な対応を行う。

### 3. 災害対応の常設的組織の検討

技術士会の災害対応の柱となる常設的組織は、新設の案を含め技術士会の組織の中で適応するものについて、以下に具体的な検討を行った。

案	内容	評価
A	新たな常設委員会案 安全を含めた幅広いリスク管理委員会として、常設委員会を新設する案	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本技術士会細則の変更を伴う。</li> <li>技術士会の災害対応の位置付けが明確となり、対外的なPR効果も大きい。</li> <li>常設委員会で理事会と直結し、動きやすい。</li> <li>平時は緊急時への各種準備活動、広報、DB整備等が中心。緊急時には防災会議開催、現地調査、報告、提案、広報等期限付き対応を行う。他の常設委員会と性格が異なる。</li> <li>科学技術全体の安全、災害対象の拡大等の対応も視野に考えられる。</li> </ul>
B	調査委員会分類A 災害対応調査委員会等の期限限定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査委員会解散後の対応ができないなど、本来、調査委員会分類Aでの災害対応は困難である。</li> </ul>
C	調査委員会分類B 事務局のマンパワー補完が可能であり、長期的な活動が必要な委員会。国際対応委員会。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、青技懇、日韓技術士交流推進委員会がある。</li> <li>防災専門家データベースの維持・更新、緊急時の連絡、防災会議(仮称)の招集等事務局のマンパワー補完が可能となる。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面、政策委員会の実行委員会として災害対応を進めるもの。</li> </ul>
D	調査委員会 分類C	調査委員会活動の他に業務幹旋、定期的イベント開催等で常設委員会と関連して、長期的に継続ができるもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業委員会は、事業計画、総会、研修会、講演会、全国大会、その他行事の企画、立案を分担。関連実行委員会は、中小企業交流、日韓技術士会議、修習技術者支援、生涯教育がある。</li> <li>・ 業務委員会は、技術士業務の開発、幹旋に関する事項、グループ活動に関する事項。関連実行委員会は、業務幹旋、海外業務促進の2つがある。</li> <li>・ 災害対応調査委員会は、上記いずれかの常設委員会の実行委員会として災害対応を進めるもの。</li> </ul>
E	特別委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50周年記念事業などの委託事業、補助事業であり、現在の特別委員会ではない。</li> </ul>
F	プロジェクトチーム	目的に応じて、技術士のグループを編成し、相互研究、業務開拓活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士会の災害対応の主旨に合わない。技術士会の災害対応への取組みの位置付けが低い。</li> </ul>

なお、新たな組織は、緊急時に開催する「防災会議(仮称)」を運営する役割も担う。

以上の結果、提案される常設的組織は、A案の新設常設委員会、C案の調査委員会(分類B)およびD案の調査委員会(分類C)が考えられる。C案、D案は継続的な実行委員会としての性格を有するものである。また、E案の特別委員会も組織細則の内容の見直しをすれば、日本技術士会の災害対応の位置付けがより鮮明となる。

今後、技術士会として災害対応の重要性と事務局を含めた対応を考慮し、常設的委員会への移行を提案するものである。

#### 4. 支部組織による災害対応の提案

(1) 支部所在地域が被災した場合には、災害対応調査委員会や他支部防災研究会と連携し、被災状況調査、技術支援活動等の緊急対応活動を実施する。

(2) 防災研究会(仮称)を支部毎に設置し、災害対応調査委員会を含め全国的にネットワーク化を行い連携することで、さらに効果的な災害対応活動を行うことができる。

注: 支部に防災研究会(仮称)組織が設置されているのは、北海道、近畿及び九州である。

それぞれ独自の目的をこかげ、組織体制や活動業務を行っている。

#### 5. 防災基金の創設について

技術士会として現実的な災害対応を行うには、防災専門家ボランティア活動を支援するための基金が必要である。災害対応に必要な実務的な費用の準備のための基金である。現

地への調査団派遣費用、旅費、交通費、現地滞在費、保険加入費、ヘルメット、腕章等の保安品、報告書作成費、報告会の開催等に必要な費用を防災基金として、予め積み立てておくことで緊急時への対応が円滑に進む。現状では、これらの予算はなく、いざという時には、必要な実費も個人負担でお願いせざるを得ない状況である。

大規模災害が発生し、技術士会が防災専門家を派遣した場合、5,6人のチームで現地に3日間滞在するとすれば、旅費交通費、宿泊費、報告書作成費、報告会開催費等で約50万円の実費が必要となる。年間2回程度を想定すれば、年100万円の基金が必要となる。ささやかな基金であるが、技術士会の災害対応を現実的に推し進める効果的な基金となる筈である。

今後、これらの防災活動のための資金となる基金の創設が必要である。

## 6. 防災専門家データベースについての課題

### (1) 人材データベース(D B)の維持・更新

技術士会の特色を効果的に活用するため、技術士会の防災専門家の活用が欠かせない。防災専門家の人材D Bの作成とその運用が重要である。全会員に防災専門家登録のお願いを行い、防災専門事項、連絡先、人材登録の意志等の調査により「防災専門家人材D B」を作成した。現在登録している人数は、940名である。当初登録より、2年が経過した。D Bの更新と維持管理が重要な課題である。事務局の対応が必須である。

D Bの維持・更新は、将来的には支部単位で行うのが望ましいし、現実的である。

### (2) 防災ボランティア活動

大規模災害の発生時には、防災専門家による公共施設、ライフライン、化学コンビナート施設等の被災状況調査、応急対策措置、二次災害防止への提言等の緊急対応活動が必要である。

このため、防災専門家人材D Bの中から、ボランティア活動可能なメンバーを登録し、非常時への対応を円滑に行うことが課題である。支部単位で組織的に活動することが望まれる。

## 7. 地域防災ネットワークとの連携

被災自治体に技術士会がボランティア活動として、災害の支援・対処方法などを提供するためには、平時から地域の防災ネットワークとの連携を構築しなければならない。

これは、当該支部組織が対応すべき重要な課題として取上げる。

## 8. 関係学協会の災害対応について(参考)

(社)土木学会、(社)日本建築学会、(社)日本建築士会連合会等の災害対応の取組み状況を調査した結果は、次のとおりである。

- ・ 土木学会、建築学会とも災害対応への取組みは、学術研究としてのウエイトも大きく、

学会の中での体制、位置付けも明確である。特に、大規模な震災の場合、被災地への調査団派遣は、重要な位置付けとなっている。また、調査結果についての一般への公開については、メディアやホームページによる速報のほか、報告会の開催も非常に早いタイミングで実施している。

- ・ 一方、建築士会連合会では、建築士会が地域社会の発展に寄与することを目的に地域貢献活動推進センターを設立し、取組みの一つに地域の防災を掲げている。活動資金は、地域貢献活動基金の設置と各方面からの寄付金による。

#### 関係学協会の災害対応への取組み

学協会	定款・細則等	体制組織	活動資金等
(社)土木学会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的：土木工学の進歩および土木事業の発達、ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与する。</li> <li>・ 会務の中に災害緊急対応の部門を置き、主査理事ならびに担当理事を定めている。</li> <li>・ 災害緊急対応部門の担当事項を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪神淡路大震災では、被災翌日に調査団を派遣し、1 ヶ月以内に合計 4 回の調査団を派遣。</li> <li>・ 本部、支部に特別小委員会を設置、学会の総力を上げて、取組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外の大規模災害の調査結果を速報として、HP に掲載。過去の調査履歴も含め、HP の重要記事としている。</li> <li>・ 調査必要経費は、調査団が負担。派遣各メンバーの組織内調整による。</li> </ul>
(社)日本建築学会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員相互の協力により建築に関する学術・技術・芸術の進歩発達をはかる。</li> <li>・ 1992 年に地震災害調査に関する指針作成。地震災害の発生毎に WG を一時的に設置し、調査活動の支援・調整をする。国内には原則的には調査団は出さない。国外には学会としてまとまった調査団を派遣するのは効果的であるとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常設の学術推進委員会の中に災害委員会設置</li> <li>・ 阪神淡路大震災では、各種委員会を設置し、緊急報告会等活発な活動を実施。緊急提言を発表した。調査費補助から 2500 万円を各種調査、実践的研究に活用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害委員会の HP 開設。国内外の大規模地震情報、世界貿易センターの崩壊関連情報等を掲載。</li> <li>・ 災害調査の必要経費は、旅費、滞在費は調査団の各メンバーが負担。学会は、事務経費、現地経費を負担する。</li> </ul>
(社)日本建築士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県ごとに設立されている建築士会を組織し、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善を図り、広く社会公共の福祉増進に寄与する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務・企画委員会のもとに災害対応部会を設け、今後の災害対応策を検討・協議。</li> <li>・ 年度事業計画の中に地域貢献活</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域貢献活動推進センターを設立し、地域の防災を含めた地域社会発展に寄与することを目的としている。</li> </ul>

		動に係る事業を設け、建築士会の災害対応の推進を掲げる。	
(社)日本建築士会連合会地域貢献活動推進センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士が自らの職能、建築士会等を通して、地域まちづくり活動を行うものへの支援を目的とする。</li> <li>・ 対象は、居住環境の保全・改善、地域の防災、地域の活性化等に対して、建築士が専門的な立場から積極的に提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各都道府県の建築士会は、地域の実態に応じて主体的に「地域貢献活動推進センター」を組織し、士会連合会が資金・情報・技術の助成、支援等の体制強化をはかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動資金は士会連合会に取り崩しを前提とする特別会計「地域貢献活動推進基金」を置き、士会連合会からの基金への繰入金と各方面からの寄付金による。</li> </ul>

備考：学協会のホームページを参考に作成

以上

## 防災専門家データベースの概要

<b>専門部門別分布</b> <b>地域別分布</b>  <b>専門</b> <b>人数</b> <b>地域</b> <b>人数</b>  <b>機械</b> <b>85</b> <b>北海道</b> <b>46</b>  <b>船舶</b> <b>4</b> <b>東北</b> <b>38</b>  <b>航空・宇宙</b> <b>5</b> <b>東京</b> <b>205</b>  <b>電機・電子</b> <b>114</b> <b>神奈川</b> <b>114</b>  <b>化学</b> <b>46</b> <b>千葉</b> <b>61</b>	対応可能な防災専門事項(平均1人4項目対応可能)		
	大分類	中分類	人数
	自然防災	河川、砂防、地すべり、土砂災害、火砕流、等	604
	予知/予防	地震、気象、雪氷、等	35
	探査	衛星、物理探査、測量	50
	地質/地盤	地質/土地、軟弱地盤、等	314
	構築物/施設	道路構造物、橋梁、地価構造物、護岸、等	341
	構造	コンクリート、基礎、鋼構造、等	287
	振動	免震/防振、耐震、等	74
	防災	都市計画、地震防災、放射線防災、等	136
	ライフライン	電気、水、廃棄物、情報、交通、ガス、等	839
	ビル/工場 設備保全	省エネルギー、監視制御、漏電防止、空気調和、等	569
	復旧機械	建設機械、防災、建築電気設備、車輛機械、等	142
	地下防災	出水防止、ビルパーキング、等	108
	生命/食料	化学物質、高熱火災、安全管理、環境アセスメント、食料保存、労働環境、危機管理、等	543



<p>繊維 4 埼玉 44</p> <p>金属 32 北関東・山梨・ 50</p> <p>資源工学 7 北陸 38</p> <p>建設 359 中部 79</p> <p>水道 47 近畿 109</p> <p>衛生工学 46 中四国 81</p> <p>農業 41 九州 71</p> <p>林業 8</p> <p>合計 936</p> <p>水産 8</p> <p>経営工学 23</p> <p>情報工学 18</p> <p>応用理学</p>	<p>合計</p> <p>17</p>	<p>4042</p>
--	---------------------	-------------

別紙 2

災害時におけるボランティア活動の環境整備と活動の事例  
(平成13年度防災白書抜粋)

1 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 災害時におけるボランティアの位置付け

我が国において、雲仙岳噴火災害や阪神・淡路大震災等で災害対策を迅速かつ的確に展開する上でボランティア活動の果たす役割の重要性があらためて認識された。

国においては、ボランティアの活動環境の整備等のため、次の施策を講じている。

- ・ 平成7年7月改訂の「防災基本計画」で、「防災ボランティア活動の環境整備」及び「ボランティアの受入れ」に関する項目が設けられた。
- ・ 平成7年12月改正の「災害対策基本法」で、国及び地方公共団体が「ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項」の実施が法律上明確に規定された。
- ・ 平成9年2月の閣議決定で、国内において災害時の社会奉仕活動時に不慮の死を遂げた場合、一定の条件を満たすときは内閣総理大臣が褒賞を行うこととした。
- ・ 平成10年12月施行の「特定非営利活動促進法」において、ボランティア団体等のNPO（民間非営利組織）が法人格（特定非営利活動法人）を取得する途が開かれた。

(2) 各機関における取り組みの例

国や地方公共団体においては、ボランティアの活動環境のより一層の整備を図るため、次の取り組みを行っている。

国における取り組み

- ・ 大規模災害時の公共土木施設の被害情報の迅速な収集と施設管理者への連絡等をボランティアとして行う「防災エキスパート制度」
- ・ 土砂災害に関して行政への連絡等を行う「砂防ボランティア制度」と、土砂災害に関する危険箇所の点検、調査等を行う「斜面判定士制度」
- ・ 地震発生後、建築技術者による被災建築物の応急危険度判定を行う「被災建築物応急危険度判定制度」
- ・ 山地災害に関する情報収集活動等を行う「山地防災ヘルパー制度」
- ・ 郵便振替口座の預り金をボランティア団体等へ寄附することを郵政大臣に委託する「災害ボランティア口座制度」
- ・ 全国の災害ボランティア団体の活動内容等と地方公共団体における災害ボラン

ティアとの連携施策の内容に関する情報をデータベース化する「災害ボランティアデータバンク」

地方公共団体における取り組み

- ・ 各地方公共団体においては、ボランティア活動に関する「地域防災計画での位置づけの明確化」、「受入れ窓口の整備」、「事前登録制度の整備」、「講習会の実施」等の措置を講じている。

### (3) 今後の課題に向けた取り組み

内閣府が平成 13 年 1 月に東京都豊島区で開催した「防災とボランティアを考えるつどい」(ボランティア団体等との共催)において、法令や規約等に基づいて行動しなければならない行政機関や団体等の立場への理解不足、ボランティア活動が被災地住民に説明せずに行動しようとして反感を受けた各ボランティアが看板や独自性にこだわると連携がうまくいかない等の問題点が提起された。

## 2 平成 12 年度における災害時のボランティア活動事例

### (1)北海道有珠山噴火災害(平成 12 年 3 月)

- ・ ボランティア活動は、延べ 8,500 名余で、避難所の世話・警備・管理、被災者の心のケア、情報発信、広報誌配布、物資輸送・配布、引越し手伝い、徐灰作業等の活動を行った。

### (2)東京都三宅島等での火山及び地震活動(平成 12 年 6 月)

東京災害ボランティアネットワークを中心に 136 名のボランティアが現地で、各家屋の火山灰除去作業等の活動を行った。

### (3)東海地方での大雨による被害(平成 12 年 9 月)

延べ 19 千人余のボランティアが家具の移動、ガレキや土砂の撤去、清掃、避難所の世話、子供のケア、高齢者の介護等の活動を行った。

### (4)鳥取県西部地震(平成 12 年 10 月)

社会福祉協議会を中心にボランティアセンターが開設され、延べ 5,200 名を超えるボランティアが駆けつけた。鳥取県及び島根県の「砂防ボランティア」(延べ 40 名)が、二次的な土砂災害を防止する活動を行った。

### (5)平成 13 年芸予地震(平成 13 年 3 月)

広島県呉市等においては、延べ 1,200 名のボランティアが駆けつけ、がれきの除去、屋根のシート張り、家屋周辺の清掃等の活動を行った。愛媛県、広島県、山口県及び高知県の「砂防ボランティア」(延べ 82 名)が、二次的な土砂災害を防止するための活動を行った。

